

三上参次の進講と昭和天皇——明治天皇の聖徳をめぐって——

宮内庁書陵部

高橋 勝 浩

はじめに

昭和天皇が立憲君主としての姿勢を強く認識したのは大正十年（一九二一）英国を訪問し、国王ジョージ五世（George V）と会談してからのことといわれている。^{〔一〕}しかしそれとともに、三上参次の進講が昭和天皇の立憲君主としての教育に重大な影響を及ぼしたことが、昭和二十一年（一九四六）十一月三十日に元内大臣牧野伸顕が寄せた次の談話の一節に指摘されている。

一、聖上ノ御教育ハ専ラ立憲君主トシテノ御教育ニ費サレタリ。

例ヘバ明治天皇ハ御親任ナリタル閣僚ノ言ヲ判然リト拒否被遊タルコトナキノミナラズ、当局外ノ者ノ言ハ一切御聴キニナリタルコトナシ。

之ハ聖上モ全ク御同様デ政府当局外ノ者ノ政治的意見ヲ御聴キニナリタルコトハナシ。

之ハ牧野伯ガ御即位以来十五年間ノ奉職中モ亦、其後ノ拝謁ノ折ニモ体験セルコトナリ。

陛下ノ斯ル御教育ニ重大ナル影響ヲ及セシト思ハル、モノ、中ニ、三上參次博士ノ明治維新ノ由来ニ関スル二度ニ亘ル御進講ガアリ、同博士ハ此ノ中デ一度御親任ニナリタル内閣ノ施策ニハ絶対ニ御従ヒ下サルベキコトヲ申上ケ居レリ。

一、又、西園寺公及ビ牧野伯ノ御輔導モ専ラ此ノ線ニ沿ヒタルモノニシテ、両公伯ハ常ニ政治的責任ノ陛下ニ及
(公望)
ブガ如キナキ様努力セラレ全クスルコトハ政府ノ責任ニテ処理スル如ク勉メタリ。此ノ事ニ就テハ両公伯トモ、
神經質トモ思ハル、迄ニ警戒セリ。⁽²⁾

戦前における昭和天皇への進講にはいわゆる御用掛が行なう定例進講と、その他の人物が行なう臨時進講がある。後者は多種多様な人物が行なっているが、その一人に三上參次がいる。本稿はこの三上參次の昭和天皇に対する進講とその意義を、主に宮中側近の日記を通して考証しようとするものである。⁽³⁾

三上參次（一八六五—一九三九）は明治から昭和時代前期にかけての歴史学者。明治三十二年（一八九九）東京帝國大学文科大學教授となり、文学博士の学位を授けられた。それまで国学や漢学の一分野にすぎなかつた国史を国学として位置づけ、さらに国史学科として独立すべきことを提唱した。同三十八年文科大學史料編纂掛事務主任となり、以後大正八年の辞任まで、『大日本史料』『大日本古文書』の編纂事業の基礎を築き、その刊行を推進した。

大正十五年三月東京帝國大学を定年退職し、同大学名誉教授となつた。同年五月宮内省臨時帝室編修局（以下、臨帝と略す）編修官長に就任し、「明治天皇御紀」（以下、御紀と略す）の編修に従事し、昭和八年九月三十日に二百六十巻を完成、これを附函一帙とともに奉呈した。翌九年七月、ひき続き公刊明治天皇御紀編纂長を仰せ付けられ、同十四年大体の完成をみた。この間昭和十一年三月、公刊御紀の編修事業を理由に廣田弘毅内閣の文相就任要請を拒否している。しかしその編修事業が終了した直後の同十四年六月七日死去した。七十五歳。⁽⁴⁾

この間、國學院大學に出講し、同大学の国史学会の会長を務めた。因に同会の機関誌『國史學』の題字は三上の揮毫である。著書に『白河楽翁公と徳川時代』（明治二十四年）、『社寺領性質の研究』（共著、大正三年）、没後出版された大著『江戸時代史』（昭和十八・十九年）など多数がある。⁽⁵⁾なお昭和十年九月十日、満州国へ出張を命ぜられ、同月二十七、二十八、三十の三日間、皇帝溥儀に「明治天皇ノ御事蹟」について進講を行なっている。⁽⁶⁾

『江戸時代史』等の彼の大著の影に隠れ、臨帝編修官長としての三上の業績は従来比較的忘却されてきた。しかし、三上の昭和天皇に対する進講は皇太子時代を含めて管見の限りでも二十四回とかなり多い。そのうち三回を除いてはすべて明治天皇の事蹟に関する進講である。この事実は、彼が臨帝の編修官長という官職にあったことを考慮すれば納得できる。昭和天皇が明治天皇を祖父として認識していたことはいままでもないが、祖父を立憲君主の範とするに至ったのは、この三上の進講が多大の影響を与えていると思われる。その進講は具体的にどのような内容であったのか。それを知る手段として、三上の著書『尊皇論發達史』（昭和十六年）の巻末にある「続刊に就いて」がある。そこには「博士の著作としては（中略）『御進講草案』等主要なもの、みにても実に等身の量に上る貴重な草稿を存し、目下辻善之助博士指導の下に史料編纂所桑田忠親学士により細心緻密な整理が行なはれつゝある。」という記述がある。おそらくこれは戦中・戦後の混乱の中で刊行中断の止むなきに至ったのであろう。

現在、東京大学史料編纂所（以下、史料編纂所と略す）には「御儉徳二関スル進講ノ材料」（十二葉）・「昭和二年三月二十八日進講案 明治天皇と東京筑都及び宮城御造宮」（一綴）・「昭和四年十二月進講案の一節」（三葉）と題する三上の進講案が所蔵されている。これによって、後者二回の進講に関しては彼の意図していた内容が明らかとなる。しかし、その他に行なわれた進講の正確な内容は知ることはできない。これを補うため本稿で用いた宮中側近の日記は、宮内相及び内大臣を勤めた牧野伸顕、侍従次長兼皇后宮大夫河井弥八、宮内次官関屋貞三郎、内大臣秘書官長木戸幸一らのそれである。⁽⁷⁾

本稿ではまた、三上の進講の内容を考証するため、宮内庁『明治天皇紀』全十三巻（吉川弘文館、昭和四十三～五十二年）と明治天皇の事蹟に関する三上の口述を用いた。前者は、編修官長としてその編修を統轄していた三上にとつて、進講の材料を十分に提供しうるものであったと思われるためである。また後者は「明治天皇御紀の編纂について」（『歴史教育』第八巻第十一号、昭和九年二月号）・「明治天皇の御聖徳」（『国史研究会編『岩波講座日本歴史』第八巻、岩波書店、昭和十一年）・「明治天皇の聖徳に就て」（『文部省思想局『日本文化叢書』昭和十二年）の三点である。これらは前記進講案とは本来別のものであるが、三上が行なつた進講の各テーマをほぼ網羅している上、彼の明治天皇像が端的に表現されているためである。

(1) 昭和五十四年八月二十九日会見記録、高橋紘「陛下、お尋ね申し上げます」文春文庫、昭和六十三年、二七九～二八〇頁。

(2) 柴田紳一『昭和期の皇室と政治外交』原書房、平成七年、一九三頁より再引用。

(3) 三上の進講については高橋紘氏が『昭和初期の天皇と宮中 侍従次長河井弥八日記』（高橋紘・粟屋憲太郎・小田部雄次編、岩波書店、平成五年、以下「河井日記」と略す）第一巻の解題で触れているのみである。

(4) 昭和九年七月二日付「官報」。

(5) 『国史大辞典』第十三巻（同編集委員会編、吉川弘文館、平成四年）、二七六頁。辻善之助「故三上参次先生略歴」（三上参次『江戸時代史（下）』講談社学術文庫、平成四年、七四二～七五〇頁）。

(6) 昭和十年十月一日付関東軍参謀長西尾寿造参謀次長杉山元宛秘陸同文電報。外務省外交史料館所蔵外務省記録（以下、記録と略す）「御進講関係雑件」所収。薄儀の通訳官、林出賢次郎の「宝船日誌」昭和十年九月二十七、二十八日条にはこの三上の進講があつたことが記され、殊に二十八日条には「皇上モ^{（昨カ）}光ニ感動セラル。」とある。なお、彼の「手帳（メモ）」同年九月三十日条には「御進講」という記述がある（国立国会図書館憲政資料室（以下、憲政資料室と略す）

「林出賢次郎文書」所収）。

(7) ①『牧野伸顕日記』(伊藤隆・広瀬順昭編、中央公論社、平成二年)、②『河井日記』第一―六卷(平成五―六年)、③『関屋貞三郎日記』(憲政資料室)所蔵「関屋貞三郎文書」、④『木戸幸一日記』上巻(同研究会編、東京大学出版会、昭和四十一年)。

一 皇太子時代の進講

大正七年一月九日と大正九年一月九日の二度の講書始で三上はそれぞれ「光格天皇御消息」、「後水尾天皇御消息」と題する進講を大正天皇に行なっているが、昭和天皇に対する彼の進講は管見によれば大正十三年一月十四日を嚆矢とするようである。この進講が実現した経緯は不明であるが、前年十二月十七日の『牧野伸顕日記』には三上の名刺にメモがあり、そこに「一、御進講云々。土屋侍(正直)従提出書類。」とあることから、大正十二年には既に宮中でその進講が検討されていたと思われる。

大正十三年一月十四日に行なわれた最初の進講について、『牧野日記』には次のようである。

三上博士征韓論の題にて摂政殿下へ進講に付陪聴す。講演一時間半に涉り頗る要領を得たり。殿下御参考になる事少からずと感ぜり。廟堂有力の大臣參議全然贅否両様の議論にて縦断せられ、政府の動揺甚しく、聖上軫念を煩はせらる、事一方ならず、而して聖断其宜きを得、終に国運の順調に帰したる事、維新創業時代の最難関と云ふべく、斯る時代に天皇の御深憂及重臣の如何に国事に誠忠を尽したるかを御聞き遊ばす事は、君徳御大成上多大の効果あるべく拝察せらる。今後も此種の進講は継続する事望ましく感ぜり。

征韓論争の経緯については割愛するが、三上は「明治天皇の御聖徳」の中でこの顛末を略述した後、「征韓論の御裁決は実に非常な御英断」と結論付けている。⁽³⁾

牧野が望んだためか否かは判然としないが、三上の進講はその後も継続された。

第二回の進講は同じ年の三月十日に行なわれることになっていたらしい。これは同月五日の『牧野日記』に「三上博士入来。来十日御進講問題に付相談あり。」とみえることからわかる。この進講が実施されたか否かは管見を得ていない。しかしもし実施されたとすれば、それはあるいは前記牧野の談話にいう「明治維新ノ由来ニ関スル二度ニ亘ル御進講」の中の一つであったのかもしれない。明治維新の由来に関する二度の進講がどの進講を指すかをここで確定することはしないが、三上はその二回の進講で「一度御親任ニナリタル内閣ノ施策ニハ絶対ニ御從ヒ下サルベキコトヲ申上ゲ」たという。そして以上二回の進講が、昭和天皇の立憲君主としての教育に最も影響を与えたと牧野は指摘したのである。

大正十四年の三上の進講を記した宮中側近の日記は現在のところ見当たらないため、三上の進講の有無については判然としない。しかし同年、宮内省御用掛海軍少将山本信次郎は「最近（中略）三上文学博士は『明治維新功臣の事蹟に就て』の御話を申上げ」たと談話していることから、この前後にそのような進講が行なわれたのであろう。⁽⁴⁾ その内容は、大久保利通の君徳涵養に関する事蹟についてであったと推察される。三上は「昭和二年三月二十八日進講案 明治天皇と東京奠都及び宮城御造営」の中で、大久保の大阪遷都に関する建議に触れ「是れ亦先年、利通が君徳涵養の事に留意せし一條の進講に於て言上せり。」と述べているからである。⁽⁵⁾

大正十五年五月、三上は竹越與三郎の後任として臨帝の編修官長に任ぜられ、大正三年末以来進行していた御紀の編修事業に従事することとなった。三上の進講の回数が目立って増えるのはこれ以後のことである。折しも同年十一月十五日、内大臣秘書官長河井弥八は宮内省に次官閑屋を訪問し、「摂政殿下御輔導方法の件」等について談話して

いた。⁽⁶⁾同日河井は元老西園寺公望とも各種の問題に関して意見を交換し、「西公の意見は予の意見と一致する所多きが如く感じた」。⁽⁷⁾この会談で西園寺は皇太子の教育に関し、「摂政殿下ニハ政務世事等ニ関シ広く御通曉アラセラルヤウ、各方面ヨリ啓沃シ奉ラザルベカラズ。国務大臣、内大臣、宮内大臣等ノ重要任務ナリ。(中略)嘗テ御進講ヲ陪聴シタルコトアリ。今少シクカタクナラヌ様ニ致シタシト思ヘリ。殿下ヨリ自由ニ御質問ヲ発セラルルヤウ致シタキモノナリ。陪聴者モ質問ヲ発シ、御進講者ト相俟テ聡明ヲ裨輔シ奉ルベシ」⁽⁸⁾とその希望を述べていたのである。四日後の十一月十九日に行なわれた進講について、『牧野日記』は次のように伝えている。

赤坂御所にて十時より三上博士の君徳培養に関する東久世伯の上書に付進講あり、陪聴す。近来になき能き出来なりし。

殿下にも御感動ありし様に拝せり。君徳に最も大切な寛容、敬愛、深慮、威嚴等の御心懸けに付思切つたる諫言あり。〔東〕久世伯に如此心遣ありしことは、始めて承知するところなり。三上博士は内外歴史上の例を引き、布衍して申上げ、今日の場合誠に適切なる内容なりし。依て別室におゐて博士に満足の意を表し、尚参考の爲め、一、二注意を引き置きたり。

この進講に同席した河井によれば、この君徳培養に関する東久世の上書の概要とは「○大臣に対する御態度。○威嚴を具へ温愛を含むこと。○深思熟慮を積むこと。○節酒」⁽⁹⁾であった。内容からして、この上書とは、明治七年十二月二十八日の侍従長東久世通禮の上奏とみて間違いないまい。

『明治天皇紀』によれば、東久世はこの日概略次のように上奏した。すなわち、①「大臣御待遇之事」は敬愛を以て臨めば「君臣ノ情誼モ自然ト貫通可致」。②「天子ハ自ラ御容儀厳然ト無之テハ不相成」。③「天子ノ職分タルヤ、

万民ニ君臨スルニアリ。度量広闊ニ可被為在ハ素ヨリノ義ニ御座候」。④「御稽古之事」は「惣而何事ニテモ熟思上ニ上達致候（中略）是迄御勉勵被遊候事モ一朝御廢絶相成候而者、前日ノ御苦心画餅ニ相成可申」。⑤「御飲酒之事」は「精々御持病ニ御障リ不被為在候様御注意被遊候ガ、則祖先へノ御孝養ト奉存候」と。

明治天皇の君徳涵養ないし聖徳に関する三上の進講はその後も翌昭和三年にかけて六回ほど行なわれたようである。例えば、大正十五年十二月三日には皇太子妃良子女王、高松宮宣仁・閑院宮載仁両親王、北白川宮妃房子・竹田宮妃昌子両内親王同席の下に「明治功臣の帝徳涵養に関する御進講」が行なわれた。それは「明治六年五月五日、皇居炎上の際に於ける先帝の御行動に關し、岩倉公が上れる意見書」に關することであつた。

明治十年十二月三十一日、右大臣岩倉具視は四辻清子・高倉壽子の両典侍を通して内奏し、聖徳を涵養し賜うよう願つた。⁽¹⁰⁾三上はこの進講でその意見書の内容、すなわち「(一)陛下は物を惜しむ勿れ、万民を以て宝とすべし、(二)玉体を大切にすべし(火事馬)、(三)威徳を崇うするの外、玉容を和げ玉ふべし、(四)臣下を勞らはせ給ふべし。岩倉公の献説、屋根の銅葺、元田永孚の詩吟に際し、親ら茶を酌みて給ひし例。」を申し上げたのである。

岩倉はこのほか明治二年一月二十五日に輔相三条実美にあてた「時務四策」の中でも「君徳培養の事」を建議している。⁽¹²⁾昭和二年十二月五日の「明治元勳の聖徳涵養に関する苦心に付て」と題する「岩倉、山県、伊藤三公の事蹟に付いて」の進講⁽¹³⁾は、おそらくこの岩倉の建議についても言及していただのではなからうか。山県・伊藤両名のこれに關する事蹟は現在のところ確定できない。

その他に行なわれた明治天皇の君徳涵養ないし聖徳に関する四回の進講については、付表を参照されたい。(四二一～四五頁)

以上のようにみると、この種の進講は大正十五年から昭和二年に比較的集中しているといえよう。彼の進講全体を通してみても、この種の進講が八回にわたって行なわれていることは頗る注目値する。「明治天皇の御聖徳」⁽¹⁴⁾の中

で三上は、「文武諸方面から御修養をお積みになりました上に、更に注意すべきは聖徳の涵養に至誠以つて奉仕した賢臣良輔のあつたことであります。三條・岩倉の両公より、（隆盛）西郷、大久保、（考允）木戸、元田、（佐佐木高行）佐々木、（実則）徳大寺、伊藤、山縣その外いづれも皆不世出の人物であつて天皇を輔佐し奉つたのであります。（中略）天稟の御英邁に加ふるに忠良の臣下がこれを御輔佐申し上げます。さうして絶えず御修養をお努め遊ばされましたから、実に仰ぐも高く尊い御聖徳を御顕現遊ばされたのであります。その著しい一つは百般の御政務に於いて御判断が割合ひにお速く、御正確で、明断神の如くあらせられたことであります。」と述べている。以上の発言はこの種の進講を三上が特に重視したことの証左であり、また前後八回という回数多さもこれによつて領けよう。

この一連の進講は、宮中側近にとつて昭和天皇に奉仕する上での反省と検討を促す結果ともなつたようである。昭和二年五月十六日の『河井日記』には「博士の御進講は、特に予等に対し俊詰せしが如し。慚愧の至なり。」とある。翌月六日の同書には「甚有益なり。（中略）了て御儉徳に関する予等の意見を述べ。」とみえ、儉徳とは如何にあるべきかについて側近それぞれの意見が交わされていることがわかる。大正十五年十二月三日には進講終了後、陪聴者たる東宮大夫珍田捨巳、東宮侍従長入江為守、東宮職御用掛西園寺八郎、東宮侍従木下道雄と三上との間に何らかの「打合せ」があつたようである。（15）また前掲のとおり、牧野は同年十一月十九日の『日記』に、三上の進講は「殿下にも御感動ありし様に拝せり。（中略）今日の場合誠に適切なる内容なりし。依て別室におゐて博士に満足の意を表し、尚参考の爲め、一、二注意を引き置き置きたり。」と記している。

- (1) 四巻孝輔『侍従武官日記』芙蓉書房、昭和五十五年、四八、一九〇頁。『史学雑誌』第三五〇号（大正八年）所収の三上参次「光格天皇より後桜町上皇への御書に就いて」は大正七年の講書始における三上の「手控」を転載したものである。
- (2) 三上が牧野の知遇を得た時期は確定できないが、それはあるいは牧野の文相時代のことかもしれない。憲政資料室所蔵

「牧野伸顕関係文書」書翰の部には三上の揚子江上からの大正十四年十月二十六日付牧野宛旅中短信があり、この頃の兩者の関係を窺い知ることができる。

- (3) 「明治天皇の御聖徳」、一〇、一一一―一三頁。
- (4) 小竹即一編『聖上御盛徳録』聖寿会、昭和四年、三六三頁。
- (5) 史料編纂所所蔵「昭和二年三月二十八日進講案 明治天皇と東京築都及び宮城御造営」、一―二頁。
- (6) 『河井日記』第一卷、四七頁。
- (7) 同右。
- (8) 「西園寺公望談話筆記（大正十五年十一月十五日）」『河井日記』第六卷、二三三―三三四頁。
- (9) 『河井日記』第一卷、四九頁。
- (10) 『明治天皇紀』第四、三四一―三四四頁。
- (11) 『河井日記』第一卷、五四頁。
- (12) 『明治天皇紀』第二、三〇頁。
- (13) 『河井日記』第一卷、二五二頁。
- (14) 九頁。
- (15) (11)と同じ。

二 昭和二年の進講

大正十五年十二月二十五日大正天皇は崩御し、皇太子裕仁親王は踐祚して昭和と改元された。

翌昭和二年、三上の進講は七回を数えた。興味深いのはこの年からの進講がすべて月曜日に行なわれていることである。これ以前にも月曜日に三上の進講が行なわれることはあったが、それは一定したものではなかった。これは昭

和天皇の日常と関係があつたようである。『河井日記』より抽出すると、この前後の昭和天皇の時間割と担当の宮内省御用掛は以下のとおりとなる。

大正十五年現在 時間割

月 臨時進講日（午前十時～）

火 行政法（清水澄）

水 行政法（清水澄）

木 外交史（立作太郎） 経済学（山崎覚次郎）

金 皇室令制（清水澄） 臨時進講日

土 皇室令制（清水澄）

日 皇室令制（清水澄）

昭和二年現在 時間割

月 臨時進講日（午前十時～）

火 行政法（清水澄）

水 行政法（清水澄）

木 財政経済（山崎覚次郎） 臨時進講日（午後二時～）

金 皇室令制（清水澄）

土 皇室令制（清水澄）

日 皇室令制（清水澄）

昭和二年二月十八日、河井には「入江侍従次長より御進講者制限に関する方法に付内話」があつた。⁽¹⁾ その後同年十月三日の彼の『日記』には「今後、御進講者を三上博士、藤沢博士（利登太郎）（以上、月曜日）、鈴木梅太郎博士（東京帝国大学教授）、横田秀雄博士（明治大学学長）（以上、木曜日）に依頼することとす。御内意を奉伺し、鈴木博士に交渉し同意を得たり。」とある。かくして三上の進講はこの後月曜日の臨時進講日に適時行なわれることとなつたのである。

三月七日月曜日、この年最初の三上の進講が行なわれた。陪聴者の一人河井はその『日記』でいう。

午前十時より三上博士の、明治天皇が大正天皇の御教育に御留意相成りたる事に付御進講あり。之を陪聴す。内

大臣、宮内大臣、侍從長、武官長、以下多数陪聴す。皇后陛下、(雍正親王)秩父宮殿下、閑院宮殿下、梨本宮殿下、竹田宮大妃殿下、北白川宮大妃殿下御同席なり。

皇太子嘉仁親王の教育は明治天皇の特に留意する所であつた。「明治天皇紀」には皇太子の教育に対する聖旨がしばしばみえる。そして明治三十一年三月二十二日、明治天皇は有栖川宮威仁親王に皇太子の賓友を仰せ付けられ、東宮輔翼方針について詳細な沙汰があつた。また同日、伊藤博文・松方正義・土方久元に花御殿伺候(東宮伺候)を仰せ付けられ、宮相田中光顕をして沙汰を伝達した。これより東宮の輔導・教育の方針は大いに定まつたのである。(三)

また同月二十八日、三上は赤坂離宮で「東京遷都の歴史、及明治五年宮城御炎上に付、皇居御造営の顛末に関する御進講」を行なつた。これには秩父宮、閑院宮、東伏見宮妃周子、竹田宮、北白川宮兩大妃が陪聴、河井と閑屋も陪席している。(3)この時の進講案によれば、三上は「遡りてハ、明治元年江戸を東京として、こゝに宮城を定め給ひし事情と、下りてハ御炎上後新たに現在の宮城を御造営あらせられし時の事情とに就いて言上せん」とした。彼はまず明治維新当時の遷都論の諸相に触れた後、「遷都の事に就いてハ、遂ニ公然の発表ハ無く、所謂ズル／＼に事實的に都となりたるなり。」と結論した。ついで彼は述べる。明治六年五月五日皇居炎上後、明治天皇は赤坂離宮を仮皇居と定め、翌日同離宮内に賢所仮殿を建造させた。しかし、折柄の財政逼迫から新皇居の造営は遅延を重ねた。この間明治天皇は「仮皇居の応急修理、衣服調度の製作等には、専ら簡素を旨として、(中略)十六年(中略)七月十七日に至り、最後の御沙汰あり。即ち西丸趾山里に木造仮皇居を御造営あらせらる。但し宮内省は練瓦造とせらるゝこと、又吹上に賢所神嘉殿を御造営あらせらるゝ事とし、五ヶ年を期して成功し、費用は金貳百五十万円を超過せざる事とし、尚本丸趾に永世堅牢の皇居御造営、漸次御取調べの事とせられしなり。(中略)是より工事着着として進行し、遂に二十一年十月十日に至り、関係諸官員立会の上、建築物全体を、造営局より内匠寮へ引渡し了る。その廿七日、

自今宮城と称すと達せられ^(マ)。翌二十二年一月十一日、芽出たく御移転あらせられ^(マ)。翌月の紀元節にハ帝國憲法及び皇室典範を發布あらせられたるなり⁽⁴⁾。】。

以上のほか、同年十二月十九日には午前十時より「明治大帝の教育に対する御宸念に付、御進講」があった。これには皇后のほか、閑院宮、東伏見宮妃、竹田宮妃、北白川宮妃、朝香宮妃允子女王が出席、内大臣牧野、侍従武官長奈良武次、御用掛の清水、河井らが陪聴した⁽⁵⁾。この進講の内容は詳らかでない。あるいは明治二十三年のいわゆる教育勅語の下賜に至る経緯についてであろうか。「明治天皇の御聖徳」⁽⁶⁾は、教育勅語の下賜に至る明治天皇の教育に対する宸念について約三頁にわたって紙幅を割いている。

- (1) 『河井日記』第一卷、九五頁。
- (2) 『明治天皇紀』第九、四一〇頁。なお同書第十、三八一頁参照。
- (3) 『河井日記』第一卷、一一五頁。「閑院日記」昭和二年三月二十八日条。
- (4) 史料編纂所所蔵「昭和二年三月二十八日進講案 明治天皇と東京饗都及び宮城御造営」。
- (5) 『河井日記』第一卷、二六〇頁。
- (6) 一八〜二二頁。

三 昭和三年の進講

三上の進講は必ずしも明治天皇の事蹟に関することのみではない。例えば、昭和三年二月二十七日の『河井日記』はいう。「三上博士は信長、秀吉及家康の性格に付、前回に引続き一時三十分亘り御進講申上ぐ。頗面白し。」

河井のいう「前回」の進講がいつ実施されたかは確認できない。この前後二回にわたる進講も具体的な内容は不明

である。しかし信長、秀吉、家康ともいわゆる天下人であることから、指導者としての三者の性格であったことは推測に難くない。⁽¹⁾

なお、この年六月二十五日に行なわれた「明治天皇御聖徳」と題する進講の内容は判然としない。

この年一月十三日、河井は「十時より侍従長、木下、岡本、本多諸氏と、三上博士に就き、重要事項の質疑を為」⁽²⁾した。その後十月二十四日、河井は「十一時過出勤し、侍従長と大礼本儀御進講の件を相談し、直に三上博士を訪ひ其事を伝ふ」とともに、これを珍田より昭和天皇に上奏した。⁽³⁾河井は同月二十六日一時頃三上を訪問、「来廿九日御進講の内容に付、希望を述」⁽⁴⁾べた。ここで重要なことは、その内容は定かでないが、昭和天皇の側近たる河井が進講に関してその希望を三上に述べていることである。かくて同年十月二十九日午前十時より「大礼及大礼諸儀の本儀に付て」の三上の進講が行なわれた。⁽⁵⁾その内容は明らかでない。

この年の十一月十日、昭和天皇の即位の大礼が、また十一月十四日から翌十五日にかけては大嘗祭が、いずれも京都御所において厳かに行なわれたのであった。⁽⁶⁾

(1) 徳富蘇峰の古稀を祝うため寄稿した「織田豊臣徳川三公の性格概論」(「蘇峰先生古稀祝賀 知友新稿」、蘇峰先生古稀祝賀記念刊行会編、民友社、昭和六年、八一―一〇三頁参照)の中で、三上は信長を薔薇、秀吉を桜花、家康を梅花にたとえている。

(2) 『河井日記』第二卷、八頁。

(3) 同右、一八三頁。

(4) 同右、一八四頁。

(5) 同右、一八五頁。

(6) 三上は、この両儀式に参列している(『聖上御盛徳録』、八九一―八九八、九四六―九五二頁)。

四 昭和四年の進講

昭和四年五月十三日午前十時から行なわれた進講で、三上は「明治天皇の聖徳に付て、特に行幸に付て言上」した。これには皇后、梨本宮、北白川宮大妃、李王妃方子女王の陪聴があつた。⁽¹⁾ 明治天皇の事蹟に関する三上の口述はいずれも行幸についてあまり多くは言及していない。しかし明治天皇の行幸は主要な地方巡幸のみでも左記の六回を数えている。

明治五年五〜八月 近畿、中国、九州

明治九年六〜七月 奥羽

明治十一年八〜十一月 北陸、東海

明治十三年六〜七月 山梨、三重、京都

明治十四年七〜十月 山形、秋田、北海道

明治十八年七〜八月 山陽道⁽²⁾

三上の進講はおそらくこれらの巡幸に関するものであったのではあるまいか。

以上のほか、この年の彼の進講を記した宮中側近の日記は現在のところ見当らない。しかし、三上はこの年十二月にも進講を行なっている。そのことは、史料編纂所所蔵になる「昭和四年十二月進講案の一節」によって知ることができる。これは昭和六年、三上が兵庫県立姫路高等女学校長木村栄吉の依頼により同人に与えたものである。そこに

は次のようにある。

明治天皇が勤儉を尚び給ひしことハ実に此の如し。但シ御儉約の御場合にも尚深く叡念を払はせられし御事あり。その顕著なる一例は明治二十六年と覚ゆ。伊藤内閣と衆議院と衝突して製艦費の緊要なるものをも削除せられんとす。是に於て天皇は年々帝室費の一割即ち金三十万円を向六ヶ年下賜あらせられ、諸官員にもまた俸給の十分の一を献納せしめ以て製艦の費に充てしめらる。是時宮中に儉約を命じ給はりしハ勿論なるが、賢所に関する費用と皇太后(英照)の御賄料とハ削減すべからずとの御沙汰あり。されども、皇太后ハ聖上かく御心配の御時に私のミ結構なる御待遇にてハ却つて心苦シ。是非御同様に御節減をと皇太后宮大夫を以て再三御情願ありしも、聖上ハその御心配ハ決シテ御無用にと仰せ進められ、遂に御同意あらせられざりし御事はれなり。かゝる除外例のあるありて天皇の御儉徳ハ益々其の光輝を増すに感激シ奉るなり。

進講のテーマは明治天皇の儉徳に関するものであったようである。同じく史料編纂所所蔵の「御儉徳二関スル進講ノ材料」は、参議大隈重信の外債募集案に反対する明治天皇の明治十三年六月三日の叡慮（二葉）を中心とする計十二葉の草稿である。⁽³⁾ 同じ儉徳なるテーマではあるが、これが昭和二年六月六日の進講案なのか、あるいは昭和四年十二月の進講案なのかは確定できない。

(1) 『河井日記』第三卷、七九頁。同日の「関屋日記」には「三上博士御進講（明治天皇行幸二千スル^{事共}ニツキ）」とある。

(2) 『明治天皇紀』第二、第三、第四、第五、第六参照。

(3) この十二葉の中には次の草稿も含まれている。①明治十三年九月二十八日地租米納論に関する明治天皇の下問と元老院副議長佐佐木高行の奉答(二葉)、②明治二年十二月二十七日の賞典録分与(二葉)、③同年十二月民部・大蔵両省分行、および鉄道敷設に反対する彈正台九条道孝の建白(二葉)、④明治二年十二月二十七日の節儉令(二葉)、⑤伯爵田中光頭・子爵三室戸雄光・男爵沢宣元の明治天皇の儉約に関する談話「Kraig」(二葉)、⑥「徳大寺実則日記」明治二十二年六月七日条、および同十三年九月、参議兼元老院議長大木喬任の財政建議(二葉)。

五 昭和五年の進講

昭和五年六月二十三日、三上は「明治天皇と明治十年」と題する進講を行なった。これには皇后も出御、秩父宮妃勢津子、閑院宮、東伏見宮妃が出席、宮相一木喜徳郎、牧野、閑屋、侍従長鈴木貫太郎、侍従武官長奈良武次、侍医頭佐藤恒丸ら多数が陪聴した。この進講の子細もやはり詳らかにし得ないが、同日の「閑屋日記」の予記欄には、「三上博士ノ御進講。明治天皇ト十年ノ乱。」とあることから、この進講が西南戦争に関するものであったことが明らかとなる。

明治天皇の聖徳の一つに百般の政務における迅速且つ正確な判断があると三上が指摘したことは前述したが、その最たる例として、彼は天津事件における明治天皇の行動を挙げ、「斯う云ふ難問題が平和に、露西亜の方に著しい悪感情を齎らさずして結末となる事が出来たのは、要するに上下一致露西亜に対して気の毒の意を表し、之を慰めた結果でありませうが、其最も大なる原因は両陛下の御言動であつて、殊に明治天皇が斯う云ふ時には直ちに御天職であると御考へ遊ばされるのでありませう、逸早く京都に行幸あらせられ遂に露西亜太子の御招きに応じたまひ身を挺してその軍艦に御乗りになりました時の御精神に在るであらうと思ふ。」それは「御祖宗より御代々の御伝統なる、

義は君臣にして情は猶ほ父子、即ち朕は国民の父母にして、国民は皆朕の赤子であるといふ大御心が、事ある時には何の御躊躇もなく、直ちに御一身を犠牲に供せられて赤子たる国民の為に尽してやらうという御決断の発露となるのであらう⁽³⁾と述べている。大津事件における明治天皇の行動は三上の最も称揚するところであつた。そのことは彼のすべての口述でこれに関する多くの頁が割かれていることからもうかがえるのである。

この年十月十三日の午前十時からの進講「明治天皇と大津事件」で、三上はおそらくこの明治天皇の行動を申し上げたのであらう。そしてこの進講には皇后、竹田・北白川・東伏見各宮妃が出席、また一木、関屋、鈴木、奈良、侍従、女官長竹屋志計子、女官、武官、御用掛の清水らも陪聴したのであつた⁽⁴⁾。

(1) 『河井日記』第四卷、一〇一頁。

(2) 三上參次「明治天皇御紀の編纂について」『歴史教育』第八卷第十一号（昭和九年二月号）、二二頁。

(3) 「明治天皇の御聖徳」、一七頁。

(4) 『河井日記』第四卷、一七〇頁。この日の「関屋日記」は予記欄に「三上博士ノ御進講。『明治天皇ト大津事件』とある。

六 昭和六、七年の進講

昭和六年九月十八日満州事変勃発。事変勃発後から翌七年にかけて、三上は「明治天皇と明治二十七、八年戦役」と題する進講を四回にわたって行なっている。すなわち、昭和六年が三回、翌七年が一回である。満州事変中にかかる題目の進講が行なわれていることはきわめて時宜に適していたといえよう。

第一回の進講は昭和六年十一月三十日、御奥御学問所で午前十一時から行なわれた。⁽¹⁾この日の『河井日記』はいう。

十一時より三上博士の「明治天皇と明治二十七、八年戦役」に関する御進講あり。皇后陛下、秩父、^(喜久子)高松両妃殿下、閑院宮殿下、東伏見、北白川両大妃殿下、^(環)李王殿下御陪聴あらせらる。両大臣、侍従長、武官長、大夫、女官長、侍医頭、秘書官長、侍従、武官、女官、侍医等多数陪聴す。⁽²⁾

その一週間後の十二月七日午前十一時より第二回の進講が行なわれた。この日は皇后、高松宮妃、閑院宮、東伏見宮妃、竹田・北白川両宮大妃、李王の出席があり、また河井・関屋・木戸の三名も陪聴したことが、それぞれの日記にみえる。⁽²⁾

第三回の進講は犬養毅内閣が成立した翌日の十二月十四日午前十一時から御学問所で行なわれた。これも前回の進講から一週間後のことである。管見の限り、この日は皇后、閑院宮、竹田・北白川両宮大妃の陪席があり、また牧野・河井・木戸の三名も陪聴しているようである。⁽³⁾

第四回の進講は約九ヶ月の間隔があき、翌昭和七年九月二十六日に行なわれている。なぜ前三回の進講の間隔は一週間であったのか。その点は不明である。また、なにゆえ第四回目目の進講は前三回に比してこれほど間隔があいたのか。昭和天皇の時間割との関係か、あるいは進講することができない何らかの事情があったのか、この点も判然としない。この日の『木戸幸一日記』には「午前十時より明治天皇と明治二十七八年戦役なる御進講を三上博士奉仕す、陪聴す。」⁽⁴⁾とあるのみである。

因に、これより先九月十五日、日滿議定書が成立をみた。またこの進講の三日後には、いわゆるリットン (Victor A. G. B. Lytton) 報告書が日本政府に手交されている。そして昭和天皇が憲法停止・天皇親政をめぐる秩父宮と

激論に及んだのは、昭和六年末から翌七年春にわたる頃のことである。⁽⁵⁾

前三回の進講の内容はいずれも詳らかにし得ない。しかし、九月二十六日の第四回の進講は、その日の「関屋日記」の予記欄に「三上博士御進講。明治天皇ト二十七、八年役。一、天皇ハ最初二十七、八年役ヲ好ミ玉サリシカ如シ。」とあることから、その内容の一端を垣間みることができ。蓋し、これは、「天皇は、日清親善と東洋の平和とを軫念したまふこと最も切なるのみならず、清国と事を構へて、第三国に乗ぜしむるの機会を与へんことを憂慮したまひ、容易に開戦を裁断したまはず」という明治天皇の平和解決の叡慮を指すのであろう。⁽⁶⁾

管見の限り、これ以降、宮中側近の日記には三上の進講の記事はみえない。その理由は明らかでない。しかし昭和六年六月に脱稿した御紀は、その後二年にわたって記事の推敲修正と資料の増補が図られており、そして同八年に全二百六十巻が完成していること⁽⁷⁾から、あるいはその編修作業が最終段階に入っていたことによるものかもしれない。

- (1) 『木戸幸一日記』上巻、一一七頁。
- (2) 同日の『牧野日記』には「午前十一時三上博士の明治天皇と二十七、八戦役と云ふ表題にて御進講、拝聴す。」とある。
- (3) 『牧野日記』、四九三頁。第五巻、二一八頁。『木戸日記』上巻、二二二頁。『河井日記』
- (4) この日の『河井日記』にも『木戸日記』と同じ程度の記述があるにすぎない。
- (5) 本庄繁、『本庄日記』原書房、昭和五十一年、一六三頁。
- (6) 『明治天皇紀』第八、四五六頁。
- (7) 『明治天皇紀』第十二、後記。

むすび

進講は本来皇室の私的行事であり、したがって陪聴者も原則として皇王族及び天皇の側近に限られた。

三上参次の行なつた明治天皇の事蹟に関する進講の各年次の回数⁽¹⁾は付表に詳しいが、昭和二年に七回行なわれているのが注目⁽²⁾に値する。なお、進講の間隔は一定していなかつたようである。

三上の進講のテーマがどのように決められたかは詳らかでない。また、昭和天皇から進講のテーマについての希望があつたか否かも管見を得ていない。しかし、おそらく三上自身が進講の題目を立案したのであろう。三上の明治天皇の事蹟に関する進講は明治天皇の修養と行動の二つに大別することができよう。そして彼は明治時代の代表的な事件・事項を取り上げ、そこにみられる明治天皇の具体的な聖徳を昭和天皇に進講した。原則として各進講はそれぞれ完結的であつたが、それぞれ連関し合う面もあつた。

三上の昭和天皇に対する進講には次の二つの意義があつたように思われる。

一つは進講それ自体が昭和天皇および宮中側近に対する御紀編修の中間報告であつたといえよう。彼の進講と御紀の編修過程が具体的に如何なる関係にあつたかは推測の域を出ない。しかし例えば、臨帝は昭和三年五月十四日「明治廿七八年戦役二関スル記録文書」の閲覧謄写を外務省文書課長岩手嘉雄に出願し、同月十七日許可⁽¹⁾されていること述のとおり、御紀は昭和六年六月に脱稿し、その後二年にわたつて記事の推敲修正と資料の増補⁽²⁾が図られていることから、「明治天皇と明治二十七年、八年戦役」に関する進講の際には、ある程度編修事業の進捗をみていたと推察される。⁽²⁾逆に大津事件については、昭和八年一月二十六日付臨帝事務官藤井宇多治郎発外務省文書課長富井周宛同局第一二三号で「明治二十四年大津事変二関シ西駐露公使二宛テタル外務省機密第四五三号及露国皇帝二宛テサセラレタル

御親翰」の採録を願っていることから、三上の進講後に御紀資料の増補が図られたことがわかる。⁽³⁾

また三上の進講は時としてその時宜に適した問題を包摂していた。そして三上の進講には昭和天皇の側近の意向が「希望」ないし「注意」という形である程度反映していた。さらに、三上自身も進講に際しては牧野ら宮中側近に「相談」した。彼らの意図は、三上の進講を通して、昭和天皇が祖父として理解していた明治天皇の聖徳を再び認識させるとともに、立憲君主としてのあり方を再確認させることであったといえよう。それは、まさしく帝王学の一環であった。その意図は確実に成果を挙げ、昭和天皇の姿勢に多大の影響をもたらした。そのことは昭和天皇がこの後昭和十六年九月六日と同二十年八月十四日の二度の御前会議、そして翌二十一年一月一日の人間宣言等、幾度かの重要な政治的局面で明治天皇の事蹟にちなんだ決断・発言をしていることからいえるのである。以上がこの進講の今一つの意義であろう。

昭和五十年九月六日の記者会見で、生涯で最も影響を受けた人物は誰かという質問が昭和天皇にあった。それに対する昭和天皇の次の答えを本稿のむすびとしたい。

⁽⁴⁾ 皇室の中からあげることができるとすれば、祖父明治天皇をあげます。私は常に祖父の行ないを心に留めています。

- (1) 記録「諸修史関係雑件 明治天皇紀編纂資料関係」所収。
- (2) 三上の御紀編修方針については武部敏夫「明治天皇紀の編修構想」(『日本歴史別冊 伝記の魅力』吉川弘文館、昭和六十一年、六七―七〇頁)を参照。
- (3) (1)と同じ。なお、『明治天皇紀』第七、八六四―八六五頁参照。
- (4) 『陛下、お尋ね申し上げます』、二二三頁。

〔付表〕 三上参次進講一覽

8	7	6	5	4	3	2	1	累計 回数
昭和	大正	大正	大正	大正	大正	大正	大正	元号
2	15	15	13	13	13	9	7	年
一五七	一五六	一五六	一五五	一五五	一五五	一五五	一五六	西暦
3	12	11		3	1	1	1	月
7	3	19		10	14	9	9	日
月	金	金		水	月	金	水	曜日
10		10				10		時間 開始
								時間 終了
		東宮御所						場 所
昭和天皇	昭和天皇 (皇太子)	昭和天皇 (皇太子)	昭和天皇 (皇太子)	昭和天皇 (皇太子)	昭和天皇 (皇太子)	大正天皇	大正天皇	被進講者
明治天皇が大正天皇の御教育に御留意相成たる事に付	明治功臣の帝徳涵養、明治六年五月五日、皇居炎上の御行動に関し岩倉公が上れる意見書	君徳培養に関する東久世伯の上書に付	明治維新功臣の事蹟に就て		征韓論	後水尾天皇御消息	光格天皇御消息	題 目
皇后、秩父宮、閑院宮、梨本宮守正王、竹田宮大妃、北白川宮大妃、牧野、宮相、侍従長、武官長、河井以下多数	皇太子妃、高松宮、閑院宮、北白川宮妃、竹田宮昌子妃、河井	牧野、河井			牧野			陪 聴 者
河井日記	河井日記	牧野日記・河井弥八日記	聖上御盛徳録・昭和二年三月二十八日進講案	牧野日記	牧野伸顕日記	四竈日記・江戸時代史下巻	侍従武官四竈孝輔日記・江戸時代史	引 用 文 献
無	無	無	無	無	有	無	有	該 当 事 記
この年より月曜日の臨時進講日に行なわれる	終了後、東宮大夫珍田捨己、入江為守侍従長、西園寺、木下、三上、打合	牧野、終了後三上に満足と注意を与える		3/5相談		講書始	講書始	備 考

14	13	12	11	10	9	累計
12	11	10	9	8	7	回数
昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	元号
2	2	2	2	2	2	年
五七	五七	五七	五七	五七	五七	西暦
12	12	10	6	5	3	月
19	5	10	6	16	28	日
月	月	月	月	月	月	曜日
10		10	9	10		時間 開始
						時間 終了
					赤坂離宮	場所
昭和天皇	昭和天皇	昭和天皇	昭和天皇	昭和天皇	昭和天皇	被進講者
明治大帝の御教育 に対する御宸念に 付	昭和天皇 業に関する苦心に 付て、岩倉、山 県、伊藤三公の事 蹟に付て	明治元勳の聖徳涵 養に関する苦心に 付て	明治天皇の御徳 に関する件	明治天皇の御徳 に関する件	君徳涵養に関する 明治元勳の事蹟に 付て	東京遷都の歴史、 及明治六年宮城御 炎上に付、皇居御 造営の顛末
皇太后、閑院宮、東 伏見宮妃、北白川 宮妃、竹田宮妃、 武官長、宮内省御 用掛清水澄、河井	皇太后、閑院宮、東 伏見宮妃、北白川 宮妃、朝香宮妃、梨 本宮、閑屋、河井	皇太后、閑院宮、東 伏見宮妃、北白川 宮妃、朝香宮妃、梨 本宮、閑屋、河井	山階宮秋鷹王、竹 田宮妃、北白川宮 妃、牧野、宮相、武 官長、河井、閑屋ら	皇太后、閑院宮、久 邇宮、同妃、山階 宮藤鷹王、竹田宮 大妃、梨本宮、宮 相河井、閑屋	皇后、秩父宮、閑 院宮、東伏見宮 妃、久邇宮、同 妃、朝香宮妃、河 井、閑屋	秩父宮、閑院宮、 東伏見宮妃、竹田 宮大妃、北白川宮 大妃、河井、閑屋
河井日記	河井日記・閑屋日 記	河井日記・閑屋日 記	河井日記・閑屋日 記	河井日記・閑屋日 記	河井日記・閑屋日 記	河井日記・閑屋貞 三郎日記
有	有	有	無	有	有	該当 記事
侍従長不参			河井記 甚有 益なり。終了 後、河井ら、 徳徳に関する 意見を述べる	河井記 懐詰 せしが如し。 慚愧の至なり		備考

22	21	20	19	18	17	16	15	累計
20	19	18	17	16	15	14	13	回数
昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	元号
5	5	4	4	3	3	3	3	年
二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五六	二五六	二五六	西暦
10	6	12	5	10	6	2		月
13	23		13	29	25	27		日
月	月		月	月	月	月		曜日
10			10	10				時間 開始
								時間 終了
					赤坂離宮			場所
昭和天皇	昭和天皇	昭和天皇	昭和天皇	昭和天皇	昭和天皇	昭和天皇	昭和天皇	被達講者
件 明治天皇と大津事	年 明治天皇と明治十	明治天皇の御儉徳	明治天皇の聖徳に 付て、特に行幸に 付て	大札及大札諸儀の 本儀に付て	明治天皇御聖徳	信長、秀吉及家康 の性格に付(第2 回)	信長、秀吉及家康 の性格に付(第1 回)	題目
清水ら 長、女官、武官、 官長、侍従、女官 侍従長、河井、武 妃、宮相、閨屋、 宮妃、東伏見宮 竹田宮妃、北白川	頭ら多数 井、武官長、侍医 閨屋、侍従長、河 妃、宮相、牧野、 閨院宮、東伏見宮	皇后、秩父宮妃、 皇后、梨本宮、北 妃方子	皇后、梨本宮、北 白川宮大妃、李王 妃方子	河井	牧野、閨屋	河井	河井	陪聴者
記 河井日記・閨屋日	記 河井日記・閨屋日	昭和四年十一月進 講案の一節	記 河井日記・閨屋日	河井日記	記 牧野日記・閨屋日	河井日記	河井日記	引用文献
有	有	有	有	無	有	無	無	該当 記事
				10/26 河井 より希望あり		河井記 一時 間三十分、頗 面白し		備考

26	25	24	23	累計
24	23	22	21	回数
昭和	昭和	昭和	昭和	元号
7	6	6	6	年
一九三三	一九三二	一九三一	一九三〇	西暦
9	12	12	11	月
26	14	7	30	日
月	月	月	月	曜日
10	11	11	11	開始時間
				終了時間
	御学問所		御奥御学問所	場所
昭和天皇	昭和天皇	昭和天皇	昭和天皇	被進講者
明治天皇と明治十七、八年戦役	明治天皇と明治十七、八年戦役	明治天皇と明治十七、八年戦役	明治天皇と明治十七、八年戦役	題目
河井、関屋、木戸	皇后、関院宮、北白川宮大妃、竹田宮大妃、牧野、河井、木戸	皇后、高松宮妃、関院宮、北白川宮大妃、東伏見宮妃、竹田宮大妃、李王、河井、関屋、木戸	皇后、秩父宮妃、高松宮妃、関院宮、北白川宮大妃、東伏見宮大妃、李王、河井、相、牧野、侍従長、河井、武官長、女官、武官、侍医頭、侍医、木戸ら多数	陪聴者
河井日記・関屋日記・木戸日記	牧野日記・河井日記・木戸日記	河井日記・関屋日記・木戸日記	牧野日記・河井日記・木戸幸一日記	引用文献
有	有	有	有	該当記事
				備考

(作成者注：陪聴者は牧野、河井、関屋を除き、史料のまま。また該当記事とは、当該進講の題目に相当する進講案等の有無を指す)

(付記) 本稿執筆に当り、宮内庁書陵部主任研究官荒川玲子、國學院大學日本文化研究所兼任講師柴田紳一の両氏に御教示を

賜わった。付記して感謝いたします。